

定期報告書の提出について

- 令和3年10月1日から飼養衛生管理基準が新しくなりました。
- 今後は、新しい報告様式にて、以下により提出してください。
- 新様式は、以下ホームページ（農水省）から入手できます。
https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/
市町村にも送付していますのでご相談ください。

以下の家畜を飼養している方は提出の義務があります。

- ①牛、水牛、鹿、めん羊、山羊
- ②豚、いのしし
- ③鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥
- ④馬

提出期限

- ①、②、④は、毎年4月15日まで
- ③は、毎年6月15日まで

提出様式

1. 基本情報
2. 飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況
(自己点検してチェックを入れてください)
3. 必要な添付書類

ただし、以下の方は2及び3の提出不要。1のみ提出してください。

牛・水牛・馬…1頭のみ飼養

豚・いのしし・山羊…飼養頭数が6頭未満

鶏その他家きん…飼養羽数が100羽未満、(だちょう10羽未満)

(提出先)
沖縄県中央家畜保健衛生所

〒901-1202 沖縄県南城市大里字大里2085
TEL: 098-945-2297 FAX: 098-945-3467
Email: xx043010@pref.okinawa.lg.jp

渡嘉敷村役場 観光産業課での取りまとめも行っています。希望する方は、中央家畜保健衛生所への提出期限の15日前までに役場へご提出ください。
(①、②、④は3月末日までに、③は5月末日までにご提出ください。)

渡嘉敷村役場 観光産業課 TEL 098(987)2323